

様式第四号

法人名 社会医療法人 卓翔会
所在地 鹿児島県薩摩川内市天辰町1512番地1

※医療法人整理番号 005597

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日)

(単位:千円)							
	積立金			評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
令和6年3月31日 残高	1, 127, 094	3, 479, 560	4, 606, 654				4, 606, 654
会計年度中の変動額							
当期純利益		-70, 904	-70, 904				-70, 904
その他有価証券評価 差額金の増減				-770		-770	-770
会計年度中の変動額合計		-70, 904	-70, 904	-770		-770	-770
令和7年3月31日 残高	1, 127, 094	3, 408, 656	4, 535, 750	-770		-770	4, 534, 980

様式第五号

法人名 社会医療法人 卓翔会

※医療法人整理番号 00559

所在地 鹿児島県薩摩川内市天辰町1512番地1

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	3,480,346	71,489	55,353	3,496,482	968,496	108,843	2,527,985
	建物付属設備	1,362,217	49,702	21,542	1,390,377	444,483	79,697	945,893
	構築物	358,119	6,665	8,319	356,466	88,692	24,196	267,773
	その他の器械備品	646,009	32,732	100,911	577,829	307,708	83,619	270,121
	車両及び船舶	76,811	30,910	30,094	77,626	45,977	14,004	31,649
	土地	616,523		26,952	589,570			589,570
	建設仮勘定							
	計	6,540,027	191,500	243,175	6,488,352	1,855,359	310,360	4,632,993
無形固定資産	電話加入権	1,953			1,953			1,953
	ソフトウェア	100,776			100,776	45,908	20,155	54,867
	その他の無形固定資産	2,650	157		2,808	1,159	245	1,648
	計	105,380	157		105,537	47,068	20,400	58,468
その他の資産	投資有価証券	510,000	40,000	160,770	389,230			389,230
	奨学生貸付金	81,800	21,346	14,710	88,436			88,436
	奨学金免除引当金	△ 40,670	△ 11,030	△ 14,710	△ 36,990			△ 36,990
	長期前払費用	14,768	604		15,373			15,373
	保険積立金	19,251	10,299		29,551			29,551
	その他の固定資産	5,636		116	5,520			5,520
	計	590,785	61,220	160,886	491,120			491,120

資産の増減事由

建物の増加・・・新診療所の建設

その他の器械備品の減少・・・医療機器、備品等の処分及び売却

様式第六号

法人名 社会医療法人 卓翔会

※医療法人整理番号 00559

所在地 鹿児島県薩摩川内市天辰町1512番地1

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,190	2,200		2,190	2,200
奨学金免除引当金	40,670	11,030	13,956	753	36,990
賞与引当金	38,017	37,835	38,017		37,835
退職給付引当金	66,542	7,423	5,907		68,057

注記 1. 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗替えによるものである

2. 奨学金免除引当金の当期減少額(その他)は、契約勤続期間満了前退職による返済である

様式第七号

法人名 社会医療法人 卓翔会
所在地 鹿児島県薩摩川内市天辰町1512番地1

※医療法人整理番号 00559

借 入 金 等 明 細 表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000	100,000	0.53%	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	156,740	129,862	0.33%	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	1,567,627	1,553,765	0.33%	R26年6月
その他の有利子負債				
合 計	1,824,367	1,783,627	—	—

注記 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年内における返済予定額

1年超～2年内の返済予定額	125,772 千円
2年超～3年内の返済予定額	125,772 千円
3年超～4年内の返済予定額	125,772 千円
4年超～5年内の返済予定額	125,772 千円

様式第八号

法人名 社会医療法人 卓翔会
所在地 鹿児島県薩摩川内市天辰町1512番地1

※医療法人整理番号 00559

有 価 証 券 明 細 表

その他の資産（固定資産）

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
S B I ホールディングス社債	200,000	200,000
ソフトバンクグループ社債	150,000	150,000
計	350,000	350,000

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
ソフトバンク 社債型種類株式	5,000	39,230
計	5,000	39,230

様式第九の一号

法人名 社会医療法人 卓翔会

※医療法人整理番号 00559

所在地 鹿児島県薩摩川内市天辰町1512番地1

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材料費	220,793		220,793	217		221,010
給与費	1,482,129		1,482,129	67,591	2,183	1,551,903
委託費	45,763		45,763	3,323		49,086
経費	719,568		719,568	11,496	684	731,748
売上原価						
その他の事業費用	2,934		2,934	181		3,115
計	2,471,190		2,471,190	82,810	2,868	2,556,868

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

2 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの 会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、平成10年4月以降に取得した建物(建物付属設備を除く)及び平成28年4月以降取得した建物付属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 7年～47年

建物付属設備 6年～17年

構築物 10年～20年

その他の器械備品 2年～8年

車両及び船舶 4年～6年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

4 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、法人税法における貸倒引当金の繰入限度額を回収不能見込額として計上しております。

② 奨学金免除引当金

奨学金貸付金の返済免除に備えるため、債務免除見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算し、計上しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

① 補助金の会計処理

固定資産の取得に係る補助金については、損益計算書の特別利益に計上しております。

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

① 収益業務に関する資産及び負債（単位:千円）

事業未収金	131
車両運搬具	<u>532</u>
資産合計	<u>663</u>
未払金	<u>162</u>
負債合計	<u>162</u>

② 収益業務からの繰入金の状況（単位:千円）

	前期末残高	当期繰入額	当期元入額	当期末残高
繰入純額	▲2,115		1,037	▲3,152

9 担保に供されている資産に関する事項

該当なし

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

① 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業 内容	関係事業者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	該当なし								

取引条件及び取引条件の決定方針等

② 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との 関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高 (千円)
	該当なし						

取引条件及び取引条件の決定方針等

11 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

12 重要な後発事象に関する事項

該当なし

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

- ① 有形固定資産の減価償却累計額 1,855,359 千円

独立監査人の監査報告書

令和7年6月13日

社会医療法人 卓翔会
理 事 会 御中

高橋雷太公認会計士事務所

鹿児島県鹿児島市

公認会計士

松枝公認会計士事務所

鹿児島県鹿児島市

公認会計士

監査意見

私たちは、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人卓翔会の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。